

(別紙)
様式1

事業報告書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 健昌会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市茂里町3番20号
 (3) 設立認可年月日 昭和62年11月24日
 (4) 設立登記年月日 昭和62年12月24日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 健昌会 新里クリニック浦上	長崎県長崎市 茂里町3番20号	一般病床 19床
診療所	医療法人社団 健昌会 新里クリニック城山台	長崎県長崎市 立岩町34番10号	一般病床 0床 療養病床 0床
介護療養型 老人保健施設	医療法人社団 健昌会 ろうけん新里浦上	長崎県長崎市 茂里町3番20号	入所定員 16名 通所定員 0名

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
医療法人社団健昌会 居宅介護支援事業所 新里城栄	長崎県長崎市城栄町11番2号	居宅介護支援事業、 介護予防支援事業
医療法人社団健昌会 小規模多機能ホーム新里城栄	長崎県長崎市城栄町11番2号	小規模多機能型居宅介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護
医療法人社団健昌会 ぐるーぷほ一む新里油木	長崎県長崎市江里町7番21号	認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護
医療法人社団健昌会 ぐるーぷほ一む新里城栄	長崎県長崎市城栄町11番2号	認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護
医療法人社団健昌会 住宅型有料老人ホーム プラチナライフ新里浦上	長崎県長崎市茂里町3番20号	住宅型有料老人ホーム

医療法人社団健昌会 住宅型有料老人ホーム プラチナライフ新里城山台	長崎県長崎市立岩町 34 番 10 号	住宅型有料老人ホーム
医療法人社団健昌会 住宅型有料老人ホーム プラチナライフ新里大橋	長崎県長崎市江里町 2 番 6 号	住宅型有料老人ホーム
医療法人社団健昌会 ヘルパーステーション新里浦上	長崎県長崎市城栄町 11 番 2 号	訪問介護
医療法人社団健昌会 小規模多機能ホーム新里大橋	長崎県長崎市江里町 2 番 6 号	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
医療法人社団健昌会 ぐるーぷほーむ新里小江原	長崎県長崎市 1 丁目 35 番 13 号	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 4 年 7 月 6 日

定款の一部変更

令和 4 年 8 月 25 日

令和 3 年度決算の承認、剰余金の処理、理事及び監事の任期満了に伴う改選、役員報酬、借入金の最高限度額決定

令和 5 年 5 月 10 日

令和 5 年度の事業計画

令和 5 年 6 月 17 日

出資額限度法人への移行、定款変更、議事録署名人選任

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特になし

(7) そ の 他

特になし

法人名 医療法人社団 健昌会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市茂里町3番20号

貸 借 対 照 表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	646,818	I 流動負債	448,349
現金及び預金	216,338	買掛金	38,447
医業未収金	405,553	未払金	146,437
たな卸資産	13,392	短期借入金	163,000
未収金	4,354	未払費用	57,462
前払費用	9,175	前受金	12
立替金	358	仮受金	26
従業員短期貸付金	0	預り金	13,939
貸倒引当金	△ 2,353	未払消費税	2,113
仮払金	0	法人税等充当金	26,913
II 固定資産	2,728,214	その他の流動負債	0
1 有形固定資産	2,698,546	II 固定負債	1,394,846
建物	1,267,991	長期借入金	1,202,685
建物附属設備	183,182	長期未払金	161,921
構築物	11,087	その他の固定負債	30,240
医療用器械備品	2,454		
その他の器械備品	5,925		
車両及び船舶	0		
土地	1,108,236		
その他の有形固定資産	119,671		
2 無形固定資産	1,802		
電話加入権	1,218		
その他の無形固定資産	584		
3 その他の資産	27,867		
有価証券	15,699		
役員等長期貸付金	8,276		
長期前払費用	3,209		
その他の固定資産	683		
III 繰延資産	0		
入金	0		
		負債合計	1,843,195
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	1,521,838
		繰越利益剰余金	1,521,838
		純資産合計	1,531,838
資産合計	3,375,032	負債・純資産合計	3,375,032

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 健昌会
 所在地 長崎市茂里町 3 番 2 0 号

※医療法人整理番号

--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,725,190
2 事業費用		1,492,698
本来業務事業利益		232,492
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		721,294
2 事業費用		790,439
附帯業務事業損失		69,146
事業利益		163,346
II 事業外収益		
受取利息	319	
その他の事業外収益	21,249	21,568
III 事業外費用		
支払利息	9,385	
その他の事業外費用	6,386	15,771
経常利益		169,143
IV 特別利益		
貸倒引当金戻入益	2,302	
その他の特別利益	866	3,168
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	2,675	2,675
税引前当期純利益		169,636
法人税・住民税及び事業税		48,788
法人税等調整額		0
当期純利益		120,848

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 健昌会
 所在地 長崎市茂里町 3 番 2 0 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額 3,375,032 千円
 2. 負 債 額 1,843,195 千円
 3. 純 資 産 額 1,531,838 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	646,818
B 固 定 資 産	2,728,214
C 資 産 合 計	3,375,032
D 負 債 合 計	1,843,195
E 純 資 産	1,531,838

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 健昌会
理事長 新里 健 殿

私は、医療法人社団 健昌会の令和 4 年会計年度（令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 8 月 25 日

医療法人社団 健昌会
監事 常岡 正廣